

「古賀市中小企業等応援金」 該当・非該当チャート

※個人で事業を営む者の場合、事業収入及び売上とは、営業等・農業・不動産の収入を合計したものとなります。

年間事業収入が120万円以上ありましたか。
また「古賀市小規模事業者緊急支援金」を受給しましたか。

年間事業収入が120万円以上あり、「古賀市小規模事業者緊急支援金」を受給した。

年間事業収入は120万円以上あるが、「古賀市小規模事業者緊急支援金」は受給していない。

年間事業収入が120万円未満である。
※例外あり【Q&A参照】

令和2年1月～令和2年12月までの期間で、
ひと月の売上が前年同月比で30%以上減少した月がありますか。
※例外あり【Q&A参照】

いいえ

はい

対象外です。

上記に該当し「古賀市中小企業等応援金」の対象と考えられる事業者には、申請についてのお知らせを送付します。

申請する場合は、送付された申請書に記入して提出してください。

※送付された申請書を使用することで、提出書類が省略できます。（市公式ホームページの申請書では通常の提出書類が必要です。）

別紙「対象となる中小企業等」に該当する事業者ですか。

いいえ

はい

法人

個人で事業を営む者

いいえ

不動産収入がありますか。

はい

国の「持続化給付金」または福岡県の「持続化緊急支援金」を申請し、給付（交付）決定通知（メールもしくは郵送）が届きましたか。

はい

いいえ

チェックリスト様式1を使用してください。

チェックリスト様式2を使用してください。